

県税の納税証明書

納税証明書には、納税証明書（一般用）と自動車税種別割継続検査・構造等変更検査用納税証明書があります。

■納税証明書（一般用）

課税（申告）額、納税額、その他一定の事項を証明するものです。

●請求窓口

申告又は課税した各地方局及びその地方局の支局の県税窓口（ただし、「県税に未納がない旨の証明書」については、申告又は課税した各地方局以外の地方局及び支局の県税窓口においても請求することができます。）

●請求の際に必要なもの

- ・ 印鑑（法人の場合は代表者印）※請求者本人が請求する場合は、押印不要です。
- ・ 代理人の方は、委任状又は代理権授与通知書
- ・ 領収書

●交付手数料

納税証明書1件につき400円

■自動車税種別割継続検査・構造等変更検査用納税証明書

この納税証明書は、車検及び構造等変更検査の時に必要とするものです。

5月にお送りする自動車税種別割納税通知書には、この納税証明書が添付されていますので、納税された後は自動車検査証と一緒に保管してください。

自動車税種別割の納税証明書に*印の表示があるのは、前年度までの自動車税種別割（または延滞金）に未納があるためです。*印の表示がある自動車税種別割の納税証明書では車検及び構造等変更検査を受けることができませんので、納税されたうえで交付請求してください。

この納税証明書は車検及び構造等変更検査のとき以外は使用できませんので、所有権留保解除、移転、抹消などの目的で必要とされる場合は、納税証明書（一般用）を請求してください。

●請求窓口

- ・ 各地方局及び支局の県税窓口

●請求の際に必要なもの

- ・ 自動車検査証
- ・ 領収書

**詳しくは、各地方局及び支局
の県税窓口にご相談ください。**

※ 国土交通省（運輸支局等）と愛媛県のシステム連携により、自動車税種別割の納付確認が電子化され、これにより、一部の場合を除き、車検等（継続検査及び構造等変更検査）を受ける際に必要となる納税証明書提示の省略が可能となりました。詳しくは愛媛県ホームページでご確認ください。